

発行者 松井輝道

R I S E

ラ イ ズ

編集者 教宣部

NO.144 2007年 8月30日

|||||

「主任レポート」提出拒否！！ 会社の「教育と称する事情聴取」を 許すな！！

東二両の皆さん、おはようございます。8月5日 私達東海労の一部「車両技術主任」は「主任レポート」の提出期限を過ぎても、その提出を拒否してきました。何故ならJR東海会社が「窃盗容疑」をデッチ上げ無実の組合役員を愛知県警に「刑事告訴」を行った事に対し、私達東海労は抗議の意志を「主任レポート」提出拒否の闘いとして行なって来たのであります。

そのことに対して、会社は8月11日から「主任レポート」の未提出者を「教育」と称し「事情聴取」なるものを行なってきたのであります。その教育内容はと言うと、「新しい人事・賃金制度」におけるところの「あるべき姿」から「主任とは・・・」と言うのを渡され分かりますかと聞かれ、分かるなら「主任レポート」を書きますか。『いいえ』と答えると今度は、会社の就業規則を持ち出して来て書くか書かないかといってくるのです。まさしく、この管理者のやり方は「新しい人事・賃金制度」から初まった「管理者マニュアル」その物であるのです。そして、最後には「〇〇時〇〇分、業務指示違反を通告する」と2人の管理者が言ってくるのです。そもそも、「新しい人事・賃金制度」を私達東海労が会社に妥結すると言ったにも拘らず会社は「締結」しないと拒否したまま現在までに至ってるのではないか！！

このような会社の労働組合差別を許すことなく、「主任レポート」拒否の輪を拡大していき会社の「不当弾圧」を許さない闘いを進めていこう！！

ユニオン分会役員よ！労働組合運動は組合員が

働く職場で行うものだ！！

またまた、ユニオンの「抗議声明」なるものが出されたがその内容たるものは、会社の「就業規則の遵守について」以上だ！！本当に現場のユニオン組合員のために運動しているの？会社と一緒に「就業規則・・・」などと言っている様では、真面目なユニオン組合員があきれているぞ！！何と言っても、会社の御用組合ユニオンだから職場では一切ビラ・組合新聞など配ったりはしないのでしょうか？「就業規則」があるからな！引き出しに新聞入ってたけど？

私達東海労は職場で堂々と、働く他の労組員にもビラを配布して今の会社の間違ったことを訴えて行きます。

その中で、私達のビラ行動に対して4Fに告口（チクリ）するユニオン組合員がいる！！忠告する！！自分がまず労働者としての自覚を持つべきであると！！

労働組合は職場でしか運動が出来ないので。なぜならそこに私達働く仲間がいるからです。

次回につづく

